

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑤	(イ) (ロ)			※1 (1) (2) (3) ※2 「市街化区域 等内」とは、都 市計画法第7条 第1項の市街化 区域又は <u>区域区 分</u> に関する都市 計画が定められ ていない同法第 4条第2項に規 定する都市計画 区域（以下「 <u>非 線引都市計画区 域</u> 」という。）	⑤	(イ) (ロ)			※1 (1) (2) (3) ※2 「市街化区域 等内」とは、都 市計画法第7条 第1項の市街化 区域又は <u>市街化 区域及び市街化 調整区域</u> に関す る都市計画が定 められていない 同法第4条第2 項に規定する都 市計画区域（以 下「 <u>未線引都市 計画区域</u> 」とい
⑦ 都市計画区域内 において都市計画 法第29条第1項(同 法第4条第2項に	(イ) (ロ) 都市計画 法第35条第 2項の通知			※1 <u>非線引都市計 画区域</u> にあって は3,000㎡以上、	⑦ 都市計画区域内 において都市計画 法第29条又は <u>同法 附則第4項</u> の許可	(イ) (ロ) 都市計画 法第35条第 2項 <u>（同法</u>			※1 <u>未線引都市計 画区域</u> にあって は3,000㎡以上、

規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。)の許可（以下「開発許可」という。）を受けて1,000㎡以上（※1）の一団の宅地の造成（※2）を行う個人(※3)又は法人(※4)に対する土地等の譲渡で、 ・ ・ ・ ・ ・	の文書の写し (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・		※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 「個人」について、都市計画法第44条又は第45条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この項において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があった場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る非承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。 ※4 「法人」につ	（以下「開発許可」という。）を受けて1,000㎡以上(※1)の一団の宅地の造成（※2）を行う個人又は法人に対する土地等の譲渡で、 ・ ・	附則第5項において準用する場合を含む。)の通知の文書の写し (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・		※2 ・ ・ ・ ・ ・
---	---	--	--	--	--	--	---------------------

改 正 後					改 正 前				
				いて、開発許可に基づく地位の承継があった場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る非承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する					

				分割承継法人が 当該造成を行う 場合には当該分 割をした法人又 は当該分割承継 法人とする。					
⑧	(イ) (ロ)	 国土交 通大臣 (当該 一団の 宅地の 造成に 関する 事業の 施行者 が都市 基盤整 備公団、 地域振 興整備 公団及 び日本 勤労者 住宅協 会以外 の者に あって は、地 方整備 局長)		※1 ※2 ※3	⑧	(イ) (ロ)	 国土交 通大臣		※1 ※2 ※3

改 正 後					改 正 前				
	(ハ)					(ハ)			
	(ニ) 当該一団地の造成に係る都市計画法第30条第1項に規定する申請書の写し(. . . .)					(ニ) 当該一団地の造成に係る都市計画法第30条第1項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の写し(. . . .)			
	(ホ) 都市計画法第35条第2項の通知の文書の写し					(ホ) 都市計画法第35条第2項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の通知の文書の写し			
	(ハ)					(ハ)			
	(ト) 当該一団地の造成に係る都市計画法第36条第2項に規定する検査済証の写し(※					(ト) 当該一団地の造成に係る都市計画法第36条第2項(同法附則第5項において準			

	3)					用する場合 を含む。)に 規定する検 査済証の写 し(※3)			
⑨ (イ)、 同条第1項た だし書(同条第2 項の規定により 読み替えて適用 する場合を含む。) の規定により都 道府県知事が	(イ) 当該一団 地の造成に 係る都市計 画法第30条 第1項に規 定する申請 書の写し(.)	. . .		※	⑨ (イ)、 同条第1項た だし書(同条第2 項の規定により 読み替えて適用 する場合を含む。) 又は同令附則第 4条の2た だし書 の規定により 都道府県知事が	(イ) 当該一団 地の造成に 係る都市計 画法第30条 第1項(同 法附則第5 項において 準用する場 合を含む。) に規定する 申請書の写 し(.)	. . .		※
(ロ)	(ロ) 都市計画 法第35条第 2項の通知 の文書の写 し (ハ)	. . .			(ロ)	(ロ) 都市計画 法第35条第 2項(同法 附則第5項 において準 用する場合 を含む。) の通知の文 書の写し (ハ)	. . .		
⑩ (イ)	(イ) (ロ)	. . .		※1 ※2 上記⑦の※4	⑩ (イ)	(イ) (ロ)	. . .		※1 ※2 当該造成を行

改 正 後					改 正 前				
(ロ)	(ハ)	. . .		<u>と同様である。</u>	(ロ)	(ハ)	. . .		<u>う法人の合併に</u>
(ハ)	(ニ)	. . .			(ハ)	(ニ)	. . .		<u>よる消滅により</u>
									<u>当該造成に關す</u>
									<u>る事業を引き継</u>
									<u>いだ当該合併に</u>
									<u>係る法人税法第</u>
									<u>2条第11号に規</u>
									<u>定する合併法人</u>
									<u>が当該造成を行</u>
									<u>う場合には、当</u>
									<u>該「法人」は、</u>
									<u>当該合併により</u>
									<u>消滅した法人又</u>
									<u>は当該合併法人</u>
									<u>とされる。</u>
				※3					※3
				※4					※4
~~~~~					~~~~~				
⑪ . . . . .	(イ) . . . . .	. . .	. . . . .	※1 . . . . .					※1 . . . . .
(イ) . . . . .	(ロ) . . . . .	. . .		※2 <u>上記⑦の※4</u>					※2 <u>当該建設を行</u>
(ロ) . . . . .	(ハ) . . . . .	. . .		<u>と同様である。</u>					<u>う法人の合併に</u>
(ハ) . . . . .	(ニ) . . . . .	. . .							<u>よる消滅により</u>
(ニ) . . . . .									<u>当該建設に關す</u>
									<u>る事業を引き継</u>
									<u>いだ当該合併に</u>
									<u>係る法人税法第</u>
									<u>2条第11号に規</u>
									<u>定する合併法人</u>
									<u>が当該建設を行</u>
									<u>う場合には、当</u>
									<u>該「法人」は、</u>

				<u>当該合併により</u> <u>消滅した法人又</u> <u>は当該合併法人</u> <u>とされる。</u>
				※3 . . . . .
				※4 . . . . .

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
① . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B 国土利用計画法第27条 の4第1項（第27条の7 第1項において準用する 場合を含む。）. . . . . . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .	 . . . . . . . . . .  . . . . . . . . . . . . . . .	※ . . . .
② . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B 国土利用計画法第27条 の4第1項（第27条の7 第1項において準用する 場合を含む。）. . . . .	 . . . . . . . . . .	※ . . . .



改				正				後			
				・ ・ ・ ・ ・							
				(ロ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				(ハ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				(ニ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
③ ・ ・ ・ ・ ・				(イ) ・ ・ ・ ・ ・							
				A ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				B 国土利用計画法第27条 の4第1項（同法第27条 の7第1項において準用 する場合を含む。）・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				(ロ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				(ハ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			
				(ニ) ・ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ・			

・ ・		まれることにより、 ・・・・・・・・		法第30条第 1項に規定 する申請書 に準じて作 成した書類	・ ・		・・・		法第30条第 1項（同法 附則第5項 において準 用する場合 を含む。） に規定する 申請書に準 じて作成し た書類
				B ・・・					B ・・・
~~~~~									
~~~~~									
⑦ ・・・	・・・	又は当該事業に係 る都市計画法第32 条第1項に規定す る同意を得、同条 第2項に規定する 協議をするために 要する期間が通常 2年を超えると見 込まれることによ り、・・・・・・・・	・・・・・・・・	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・ B 都市計画 法第30条第 1項に規定 する申請書 に準じて作 成した書類	⑦ ・・・	・・・	又は当該事業に係 る都市計画法第32 条に規定する同意 を得、協議をする ために要する期間 が通常2年を超え ると見込まれるこ とにより、・・・ ・・・	・・・・・・・・	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ (ロ) ・・・ A ・・・ B 都市計画 法第30条第 1項（同法 附則第5項 において準 用する場合 を含む。） に規定する 申請書に準 じて作成し た書類

改 正 後					改 正 前				
				C . . . .					C . . . .
・	⑩ . . .	当該事業に係る	・ . . . . . . . .	・ . . . . .	・	⑩ . . .	当該事業に係る	・ . . . . .	・ . . . . .
・	. . . .	都市計画法第32条		(イ) . . . . .	・	. . . .	都市計画法第32条	(イ) . . . . .	
・		第1項に規定する		A . . . . .	・		に規定する同意を	A . . . . .	
・		同意を得、同条第		B . . . . .	・		得、協議をするた	B . . . . .	
・		2項に規定する協		C . . . . .	・		めに要する期間が	C . . . . .	
・		議をするために要		D . . . . .	・		通常2年を超える	D . . . . .	
・		する期間が通常2		(ロ) . . . . .	・		と見込まれること	(ロ) . . . . .	
・		年を超えると見込		A 都市計画	・		により、 . . . .	A 都市計画	
・		まれることにより、		法第30条第	・		. . .	法第30条第	
・		. . . . . . . .		1項に規定	・			1項(同法	
				する申請書				附則第5項	
				に準じて作				において準	
				成した書類				用する場合	
								を含む。)	
								に規定する	
								申請書に準	
								じて作成し	
								た書類	
				B . . . .				B . . . .	
別表 2					別表 2				
収用証明書の区分一覧表					収用証明書の区分一覧表				
区	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考		

~~~~~							~~~~~						
・	・	・・・	・・・・・・・・	・・・	・・・	※ ・・・	・	・	・・・	・・・・・・・・	・・・	・・・	※ ・・・
・	・	・・					・	・	・・				
・	・	() ・・					・	・	() ・・				
・	・	() ・・					・	・	() ・・				
・	・	() 社会					・	・	() 社会				
・	・	福祉法					・	・	福祉法				
・		人の設							人の設				
		置に係							置に係				
		る児童							る児童				
		福祉法							福祉法				
		第39条							第39条				
		に規定							に規定				
		する保							する保				
		育所で							育所で				
		乳児又							乳児又				
		は幼児							は幼児				
		を通じ							を通じ				
		て20人							て60人				
		以上を							以上を				
		入所さ							入所さ				
		せるも							せるも				
		の							の				
~~~~~							~~~~~						
・	⑥4イ	土地等が	これらに該当する	・・・	・・・	※ ・・・	・	⑥4	土地等が	当該資産の存する土	・・・	・・・	※ ・・・
・		から⑤ま	資産及び資産の対価	・・・	・・・	・・・	・		から⑤まで又	地が①から⑤1まで又	・・・	・・・	・・・
・		で又は⑥か	又は補償金である旨	・・	・・	・・	・		は⑥から⑥3ま	は⑥から⑥3までに該	・・	・・	・・
・		ら⑥までに	の証明 (代行買収 (※ )				・		でに該当した	当するものである旨			
・		該当したこ	の場合にあっては、				・		ことに伴い、	当該資産が土地収用			
・		とに伴い、	当該代行買収を行う				・		その土地の上	法等の規定に基づく			

改 正 後					改 正 前				
・	その土地の	者の名称及び所在地			・	にある資産に	収用をし、又は取壊		
・	上にある資	の記載があるもの)			・	つき土地収用	し若しくは除去をし		
・	産につき土	並びに当該対価又は			・	法等の規定に	なければならなくな		
・	地収用法等	補償金に関する明細			・	基づく収用を	った場合に該当する		
・	の規定に基				・	し、又は取壊	旨及び収用等の対価		
・	づく収用を				・	し若しくは除	又は補償金が措置法		
・	し、又は取				・	去をしなけれ	令第22条第13項第2		
・	りこわし若				・	ばならなくな	号に掲げるものに該		
・	しくは除去				・	った場合にお	当する旨の証明（代		
・	をしなけれ				・	いて、当該資	行買収(※)の場合に		
・	ばならなく				・	産について買	あっては、当該代行		
・	なった場合				・	取り 取壊し	買収を行う者の名称		
・	口 ⑤6から⑤9				・	除去があった	及び所在地の記載が		
・	までの規定				・	とき	あるもの)並びに当		
・	又は大深度				・		該対価又は補償金に		
	地下の公共						関する明細		
	的使用に関								
	する特別措								
	置法第11条								
	の規定に基								
	づき行う国								
	又は地方公								
	共団体の処								
	分に伴い、								
	その土地の								
	上にある資								
	産の取りこ								
	わし又は除								
	去をしなけ								
	ればならな								
	くなった場								
	合								

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ . . . . . に買い取られる場 合（当該重要文化 財として指定され た土地又は当該史 跡、名勝若しくは 天然記念物として 指定された土地が 独立行政法人国立 博物館又は独立行 政法人国立科学博 物館に買い取られ る場合を含むもの とし、措置法第33 条第1項第2号の 規定の適用がある 場合を除く。）	. . . . .	. . .	. . . . .	※ . . .

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ . . . . . に買い取られる場 合	. . . . .	. . .	. . . . .	※ . . .

改		正		後		改		正		前	
別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表						別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					
区 分		内 容		発 行 者		根 拠 条 項		備 考		備 考	
③ . . . . .		(イ) . . . . .		. . .		. . . . .		※ 都市計 画法第29 条第1項 ( (開発行 為 の 許 可 ) ) の 許可をい う。		※ 都市計 画法第29 条又は同 法附則第 4項( (開 発行為の 許可)) の 許可をい う。	
. . . . .		(ロ) . . . . .		. . .		. . . . .					
⑫ . . . . .		(イ) . . . . .		. . .		. . . . .		※1 . . .		※1 . . .	
. . . . .		(ロ) . . . . .		. . .		. . . . .		(1) . . .		(1) . . .	
(イ) . . . . .								(2) . . .		(2) . . .	
(ロ) . . . . .								(3) . . .		(3) . . .	
(ハ) . . . . .								※2 . . .		※2 . . .	
								(1) . . .		(1) . . .	
								(2) . . .		(2) . . .	
								(3) . . .		(3) . . .	
								環境事業 団法(昭 和40年法 律第95号)		環境事業 団法第18 条第1項	
								第18条第 1項第5		第4号に 規定する 最終処分	





改正後					改正前				
				<u>令第1条第2号に掲げる施設で、地方公共団体又は次に掲げる法人に譲渡されるもの</u> <u>(イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センター</u> <u>(ロ)地方公共団体の出資に係る法人のうち、</u>					

[illegible]

改 正 後					改 正 前				
				<u>団体に</u> <u>より抛</u> <u>出をさ</u> <u>れてい</u> <u>るもの</u> <u>ハ 環境</u> <u>事業団</u> <u>法施行</u> <u>令第 1</u> <u>条第 3</u> <u>項に掲</u> <u>げる施</u> <u>設で、</u> <u>地方公</u> <u>共団体、</u> <u>ロ(イ)か</u> <u>ら(ハ)ま</u> <u>でに掲</u> <u>げる法</u> <u>人又は</u> <u>事業協</u> <u>同組合</u> <u>若しく</u> <u>は事業</u> <u>協同小</u> <u>組合に</u> <u>譲渡さ</u> <u>れるも</u> <u>の</u> <u>ニ 環境</u> <u>事業団</u> <u>法施行</u>					

					<u>令第1</u> <u>条第4</u> <u>項に掲</u> <u>げる施</u> <u>設で、</u> <u>地方公</u> <u>共団体</u> <u>又はロ</u> <u>(イ)から</u> <u>(ハ)まで</u> <u>に掲げ</u> <u>る法人</u> <u>に譲渡</u> <u>される</u> <u>もの</u> <u>(4)環境事</u> <u>業団法第</u> <u>18条第1</u> <u>項第6号</u> <u>に規定す</u> <u>る施設(環</u> <u>境事業団</u> <u>が同号に</u> <u>規定する</u> <u>ポリ塩化</u> <u>ビフェニ</u> <u>ル廃棄物</u> <u>の処理及</u> <u>び当該施</u> <u>設の改良、</u> <u>維持その</u> <u>他の管理</u> <u>を行うも</u>					
--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
				のに限る。) (5) . . . . . . .					(4) . . . . . . .
⑰ . . . . . . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . .					⑰ . . . . . . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . .				
	. . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . .	. . . .	※1 「特定 石油備蓄 会社」と は、石油 公団法第 19条第1 項第11号 . . . . . . . . . . . . ※2 . .		. . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . .	. . . .	※1 「特定 石油備蓄 会社」と は、石油 公団法第 19条第1 項第10号 . . . . . . . . . . . . ※2 . .
⑱ . . . . . 又は地方拠点都市 地域の整備及び産 業業務施設の再配 置の促進に関する 法律（以下次項ま でにおいて「地方 拠点都市地域整備 等促進法」という。） 第22条第3項 . . . . . . .					⑱ . . . . . 又は地方拠点都市 地域の整備及び産 業業務施設の再配 置の促進に関する 法律第22条第3項 . . . . .				
	又は地方拠点都市地 域整備等促進法第22 条第3項 . . . . .	又は地 方拠点 都市地 域整備 等促進 法第22 条第2 項の規 定によ り、 . . . .	. . . .			又は地方拠点都市地 域の整備及び産業業 務施設の再配置の促 進に関する法律第22 条第3項 . . . . .	又は地 方拠点 都市地 域の整 備及び 産業業 務施設 の再配 置の促 進に関 する法 律第22	. . . .	

						条第2項の規定により、・・・		
21の2 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下この項において「<u>中心市街地整備改善活性化法</u>」という。）第7条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「<u>高齢者等移動円滑化法</u>」という。）第13条第1項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進	当該土地等につき中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地区画整理事業、<u>高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業</u>の施行者	土地区画整理事業、特定土地区画整理事業又は拠点整備土地区画整理事業の施行者	・・・	※ 「<u>特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者</u>」とは、<u>国、地方公共団体、高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる者に限る。）及び国(国の全額出資に係る</u>	21の2 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点整備土地区画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち同項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡があった旨を証する書類	特定土地区画整理事業又は拠点整備土地区画整理事業の施行者	・・・	

改 正 後				改 正 前			
<u>法による拠点整備土地区画整理事業が施行された場合において、土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項若しくは地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡（高齢者等移動円滑化法第13条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあっては、当該保留地の上に設置される同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者（※）である場合に限るものとし、当該設置をする者がするも</u>				<u>び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第28条第1項（（公益的施設の用地））の保留地に対応する部分の譲渡があったとき</u>			
<u>法人を含む。）又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。</u>							

のを除く。)があ ったとき					
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
①			 措置法規則18条 <u>4</u> 項 1 号	※
②			 措置法規則18条 <u>4</u> 項 2 号	
③			 措置法規則18条 <u>4</u> 項 3 号	
④	(イ) (ロ) A (A) (B) B		 措置法規則18条 <u>4</u> 項 4 号	

The diagram consists of a horizontal line with vertical tick marks at the top and bottom. The top line has six tick marks, and the bottom line has six corresponding tick marks. Between the top and bottom lines, there are three rows of wavy lines, resembling a sine wave, which are centered under each of the six tick marks on the top line.

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①		. . .	 措置法規則18条 <u>3</u> 項 <u>1</u> 号	※ . . .
②		. . .	 措置法規則18条 <u>3</u> 項 <u>2</u> 号	
③		. . .	 措置法規則18条 <u>3</u> 項 <u>3</u> 号	
④	(イ) (ロ) A (A) (B) B		 措置法規則18条 <u>3</u> 項 <u>4</u> 号	

改 正 後					改 正 前				
		(A) (B)				(A) (B)			
⑤	(ｲ) (ｵ) A B		 措置法規 則18条 4 項 5 号	※	⑤	(ｲ) (ｵ) A B		 措置法規 則18条 3 項 5 号	※
⑥	(ｲ) (ｵ) A B		 措置法規 則18条 4 項 6 号		⑥	(ｲ) (ｵ) A B		 措置法規 則18条 3 項 6 号	
⑦			 措置法規 則18条 4 項 7 号	※	⑦			 措置法規 則18条 3 項 7 号	※
⑧	(ｲ) (ｵ)		 措置法規 則18条 4 項 8 号	※ (1) . . (2) . . (3) . .	⑧	(ｲ) (ｵ)		 措置法規 則18条 3 項 8 号	※ (1) . . (2) . . (3) . .
⑨			 措置法規 則18条 4 項 9 号	※	⑨			 措置法規 則18条 3 項 9 号	※
⑩			 措置法規 則18条 4 項10号	※1 ※2	⑩			 措置法規 則18条 3 項10号	※1 ※2

⑪	(イ) (ロ)		 措置法規則18条 4 項11号		⑪	(イ) (ロ)		 措置法規則18条 3 項11号	
⑫	(イ) (ロ)		 措置法規則18条 4 項12号		⑫	(イ) (ロ)		 措置法規則18条 3 項12号	
⑬ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第10条の規定による都道府県知事のあつせんにより、同法第3条第1項の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡（林地保有及び森林施業の合理化に資するもの（※）に限る。）をした場合	当該土地の譲渡が左の土地の譲渡に該当する旨及び当該土地の譲渡につき当該あつせんを行ったものである旨並びに当該土地を取得した者がその有する山林の全部につき措置法第30条の2第1項に規定する森林施業計画を作成し、同項に規定する認定を受けた旨又は受けることが确实である旨を証する書類	都道府県知事	措置法34条の3 2項9号 措置法規則18条 4 項13号	※ 「林地保有及び森林施業の合理化に資する土地の譲渡」とは、措置法第34条の3第2項第9号のあつせんに係る山林が、森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画において定められた	(新設)				

改 正 後					改 正 前		
				<u>同条第2</u> <u>項第4号</u> <u>に掲げる</u> <u>間伐及び</u> <u>保育の基</u> <u>準に従っ</u> <u>て間伐若</u> <u>しくは保</u> <u>育がなさ</u> <u>れていな</u> <u>い山林若</u> <u>しくは伐</u> <u>採後一定</u> <u>期間造林</u> <u>されてい</u> <u>ない山林</u> <u>又はこれ</u> <u>らのおそ</u> <u>れのある</u> <u>山林であ</u> <u>り、かつ、</u> <u>地形その</u> <u>他の自然</u> <u>的条件及</u> <u>び林道の</u> <u>開設その</u> <u>他の林業</u> <u>生産基盤</u> <u>の整備の</u> <u>状況から</u> <u>みて当該</u> <u>あっせん</u>			

					により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第10条に規定する森林についての所有権の移転を受ける者が現に森林施業を行っている山林と一体として効率的に当該市町村森林整備計画に従った森林施業を行うことが可能な山林であって、その山林について当該あ	
--	--	--	--	--	---	--

改正後					改正前				
				<u>せんにより行う森林所有者の移転が同条に規定する林地保有又は森林施業の合理化に寄与することが確実にあると見込まれる場合の当該森林所有権の移転により行われる当該山林に係る土地の譲渡をいう。</u>					
<u>⑭</u>		. . .	措置法34条の3 <u>2項10号</u> 措置法規則18条 <u>4項14号</u>		<u>⑬</u>		. . .	措置法34条の3 <u>2項9号</u> 措置法規則18条 <u>3項13号</u>	
<u>⑮</u>		. . .	措置法34		<u>⑭</u>		. . .	措置法34	

			条の 3 <u>2 項11号</u> 措置法規 則18条 <u>4</u> 項15号					条の 3 <u>2 項10号</u> 措置法規 則18条 <u>3</u> 項14号	